

平成16年度法務省事後評価実施結果報告書 < 要旨 >

1 事業評価方式を使用する政策

<p>事業等の内容</p>	<p>事業等の名称 法務に関する研究</p> <hr/> <p>1. 犯罪被害に関する総合的研究 現在、我が国の犯罪の発生量を示す指標としては、捜査機関の認知件数が広く使用されているが、認知件数は、犯罪動向を示す指標の一つではあっても、社会で発生している犯罪すべてを正確に表している数値ではない。 英米を始めとする欧米先進国では、犯罪動向を示す指標として、捜査機関によって集計された認知件数に加え、犯罪被害実態調査の数値を使用しており、これら二つの統計が、いわば犯罪統計の両輪として、お互いを補い合う形で利用されている。 そこで、我が国においても、犯罪被害実態調査を実施して犯罪動向を多面的に把握し、さらに、その結果について経年比較や国際比較を行うことにより、犯罪防止策の検討に役立つ基礎的な資料を提供する。</p> <p>2. 少年法改正等に伴う少年刑事司法制度の現状に関する総合的研究 近年、少年による凶悪事犯が多発したことから、少年法による刑事手続及び処遇の在り方に対する社会的関心が高まり、平成12年12月6日に「少年法等の一部を改正する法律」が公布され、同13年4月1日から施行されたところであるが、同法附則第3条において、施行後5年を経過した後に改正後の施行状況に検討を加え、法制の整備等の措置を講ずる旨規定されている。 そこで、改正少年法の運用状況を把握し、少年犯罪の現状及び処遇上の問題点等について、十分な検証を加え、少年法の見直しに備えた基礎資料を収集するとともに、処遇の充実に資するための基礎資料を提供する。</p>
<p>事後評価の内容</p>	<p>1. 犯罪被害に関する総合的研究 平成16年2月に、3,000人に対する聞き取り調査等を実施した。その結果を集計・分析し、一部を平成16年版犯罪白書に掲載したほか、全体を法務総合研究所研究部報告として刊行し、関係部局・機関等に配布する予定である。 本研究により、暗数を含んだ犯罪被害実態の一端が明らかとなり、犯罪防止策の検討に役立つ資料を得ることができた。 また、犯罪被害実態調査（暗数）を行ったことは、多方面分野の社会政策研究者に対して寄与したとともに、国民の防犯対策や、犯罪被害者に対する施策を考える上での判断材料を提供したという意味で大変時宜を得たものであり、社会的に非常に価値の高い研究であるとの評価を得ることができた。</p> <p>2. 少年法改正等に伴う少年刑事司法制度の現状に関する総合的研究 平成13年4月1日以降に故意の犯罪行為により被害者を死亡させた少年で少年鑑別所に観護措置で入所し、同16年3月31日までに家庭裁判所において終局決定のあったものを対象にし、少年鑑別所及び検察庁にある資料に基づく犯行内容、処分状況等に関する調査、少年院及び少年刑務所等に収容中の対象者に対する意識調査、保護観察に付された対象者について保護観察所にある資料に基づく保護観察の状況等に関する調査を行った。 平成13年少年法改正以降、検察官送致の比率など、その運用状況を検証したものであり、非常に有意義な、社会的にも有用な研究であるとの評価を得ることができた。</p>

2 実績評価方式を使用する政策

(1) 国民の権利の保全に関する法制度の整備・運営及び国民の基本的人権の擁護

施策等の名称	登記事務のコンピュータ化	
目 標	基本目標	登記情報の電子化により、登記情報の適正な管理が可能になるだけでなく、登記事項証明書等の迅速な交付が可能となるなど利用者の窓口での待ち時間が大幅に短縮される。また、利用者が、登記所に出向くことなく、登記情報にアクセスすることができ、また、自宅近くの法務局において他管轄物件の証明書の取得ができるようになるなどの行政サービスの向上に資することができる。
	達成目標	平成19年度末を目途に全国の登記所の登記情報の電子化を完了する。
評価の内容	平成16年度も登記情報の電子化を進めた結果、登記情報の適正な管理が可能となり、また、コンピュータ化に伴い登記情報提供制度及び登記情報交換制度も実現できるため、国民は窓口に出向くことなく、自宅のパソコンから登記情報にアクセスできるとともに、自宅近くの登記所において他登記所の管轄の証明書の取得ができるようになった。なお、利用者の窓口での待ち時間についても、これまで登記簿の搬出入に要していた時間がなくなったこと等から事務が省力化されたことに伴い短縮化が図られた。 このように、登記事務のコンピュータ化は、電子政府の実現を始めとするネットワーク社会形成の基礎として有効な施策であるので、引き続き行う必要がある。	

施策等の名称	商業登記に基礎を置く電子認証制度の導入	
目 標	基本目標	商業登記に基礎を置く電子認証制度（以下「本制度」という。）の導入を次の「達成目標」により進めることにより、電子商取引や電子申請・届出の基盤整備を早期に実現する。
	達成目標	本制度を利用可能な法人の割合を平成16年度早期に100%とする。
評価の内容	平成16年度においては、平成15年度末で本制度を利用できなかった全法人について、本制度の利用ができるよう運用を開始し、平成16年度末現在において、本制度を利用可能な法人の割合は、100%となっており、目標を達成した。 これにより、すべての法人が電子商取引や電子申請・届出等が可能となり、法人の利便性が向上するとともに、電子政府の構築に寄与し、有効な施策であったといえる。	

施策等の名称	外国法事務弁護士の在り方	
目 標	基本目標	国民等が享受する外国法事務サービスの向上
	達成目標	外国法事務弁護士の質を保ちながら数を増やす。
評価の内容	<p>平成16年度末外国法事務弁護士の現登録者数は、前年度の213人から10.8%増加して236人となった。現登録者数は着実に増加しており、外国法事務サービスの供給量が増加し、結果として国内外のニーズに応えるものとなったと評価することができる。また、承認取消者数ゼロを維持することができたことは、これまでの資格審査事務が適正であったことを示すものであるとともに、登録後も外弁法施行規則第9条第2項に定められている外国法事務弁護士の承認基準を維持しているか等につき、2年ごとに一定事項の報告を求める二年次報告等によりその業務内容を把握することに努めてきた成果であり、外国法事務弁護士の質を保ちながら数を増やすという達成目標を達成する結果となった。</p> <p>よって、基本目標である「国民等が享受する外国法事務サービスの向上」に貢献し、有効な施策であったと評価できる。</p>	

施策等の名称	債権管理回収業の監督	
目 標	基本目標	債権管理回収業における債権管理回収行為等の適正が確保される。
	達成目標	債権回収会社の違法・不当な業務による国民被害を未然に防止するとともに、暴力団等反社会的勢力の参入を排除する。
評価の内容	<p>債権管理回収業の許可申請件数は98件で、前年度(87件)に比較して11件増加した。</p> <p>苦情申立て件数は51件で、前年度(48件)に比較して3件増加しているものの、成果指標である「苦情率」は56.0%で、前年度(56.5%)に比較して0.5ポイント減少した。</p> <p>立入検査の状況を示す「実施率」は37.4%で、前年度(36.5%)に比較して0.9ポイント増加しているほか、ヒアリング実施件数は224件で、前年度(178件)に比較して46件増加したが、その結果についても特に問題になる事項は認められなかった。</p> <p>前回の立入検査で指摘した事項については、各改善措置が執られ、妥当な業務が行われており、特に問題となる事項は認められなかった。また、業務改善命令等の行政処分は皆無であった。</p> <p>したがって、債権回収会社に対する立入検査の実施率及び債務者に対する回収状況ヒアリングの実施件数がいずれも増加して、債権回収会社に対する監督が適切かつ効率的に行われた結果、債権回収会社に対する苦情率が減少したほか、前回の立入検査で指摘した事項の改善も適切に行われており、業務改善命令等の行政処分は皆無であるなど、債権回収会社の適正業務が確保されたことにより、債権回収会社の違法・不当な業務による国民被害を未然に防止するとともに、暴力団等反社会的勢力の参入を排除するという所期の目的を達成する結果となった。</p> <p>よって、債権管理回収業における債権管理回収行為等の適正が確保されたことから、本施策は有効であったものと認められる。</p>	

施策等の名称	人権侵犯事件の適正な調査・処理	
目 標	基本目標	人権侵害による被害が救済され、予防される。
	達成目標 1	女性に対する人権侵犯事件への取組（調査・処理）強化
	達成目標 2	子どもに対する人権侵犯事件の取組（調査・処理）強化
評価の内容	<p>平成16年中の人権侵犯事件の処理総数は22,379件（前年比3,736件の増加）のうち、女性を被害者とするものは6,979件（前年比472件の増加）となっており、その内訳は、暴行・虐待（3,298件）、強制・強要（2,651件）、セクシャルハラスメント（608件）などとなっている。また、児童を被害者とするものは716件であり（前年比25件の増加）であり、その内訳は、暴行・虐待（567件）、強制・強要（146件）などとなっている。</p> <p>人権侵犯事件の発生とその認知は様々な外部的要因に影響されるとともに、各事件の個別事情により必要な対応も大きく異なる。しかし、予備調査制度の廃止等の救済手続の整備や個々の事件に対する適切な対応など、より実効的な人権救済を図るための取組を強化したことにより、より多くの人々が救済手続を利用し、事件処理件数の増加、ひいては人権救済の拡大につながったものと考えられ、基本目標の達成に貢献する有効な施策であったと考えられる。</p>	

施策等の名称	人権相談の充実	
目 標	基本目標	人権問題について、相談を通じて、相談者の抱えている問題状況が改善される。
	達成目標 1	女性をめぐる人権問題について気軽に相談できる体制の整備
	達成目標 2	子どもをめぐる人権問題について気軽に相談できる体制の整備
	達成目標 3	日本に居住する外国人が気軽に相談できる体制の整備
評価の内容	<p>平成16年中の「女性の人権ホットライン」の総利用件数は26,908件（前年比2,207件の減少）であり、また、「子どもの人権110番」の総利用件数は8,119件（前年比874件の減少）となっている。このように、総利用件数ではいずれも前年を下回っているものの、暴行・虐待といった、特に深刻で緊急性のある事案の相談件数は増加しており、女性、子どもを被害者とする人権侵犯事件処理数が増加していることからしても、これらの相談活動が、人権侵犯事実を把握する端緒として有効に機能し、被害者の救済に役立っていると考えられる。</p> <p>また、「外国人のための人権相談所」の相談件数も16年度は575件であり、昨年（634件）に比して若干減少しているが、一昨年（387件）と比べると約49%の増加となっており、ここ2年間は高水準で推移しているという</p>	

ことが言え、我が国に暮らす外国人のための相談所として定着しつつあると
言うことができ、本政策は人権問題の悩みを抱える被害者の救済のために有
効であったといえる。

施策等の名称		人権啓発活動の推進	
目 標	基本目標	人権尊重について国民の理解が深まる。	
	達成目標 1	人権啓発活動ネットワークに参加する市町村数を増加させ、 ネットワーク事業による人権啓発活動の事業規模を拡大する。	
	達成目標 2	全国中学生人権作文コンテストの参加者がより多くなるよう にする。	
評価の内容		<p>1. 達成目標 1 について 全国の市町村数は減少しているものの、平成 16 年度末における人権啓発 活動ネットワークへの参加市町村数は平成 15 年度末より 62 増加してい る。また、全市町村数に占める参加市町村数の割合を比較すると、平成 15 年度末では 55.0% だったものが平成 16 年度末には 70.6% に上昇しており、 人権啓発活動ネットワークが拡充されたと評価することができる。</p> <p>また、平成 16 年度末における地域人権啓発活動活性化事業費及び同事業 費の人権啓発活動地方委託費に占める割合は平成 15 年度末より増加してい ることから、人権啓発活動ネットワーク事業の規模は拡大されたと評価す ることができる。</p> <p>以上の結果、国や地方公共団体等が連携協力して行う啓発事業が充実し、 人権の尊重に対する理解を深めるとい目標が達成できたものとする。</p> <p>2. 達成目標 2 について コンテスト参加中学校数は、前年度の 5,867 校より 105 校少ない 5,762 校で あったが、応募作品数は前年度の 736,730 編を大きく上回る 755,390 編で あり、前年度より参加者を増加させることができた。多くの中学生に、人権に ついて理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けてもらうよい機会を提供す ることができ、人権の尊重に対する理解を深めるとい目標が達成できたもの と考える。</p>	

施策等の名称		民事法律扶助事業の推進	
目 標	基本目標	資力に乏しい者の「裁判を受ける権利」が実質的に保障される。	
	達成目標 1	増大する需要に対処するため、事業の効率化を図りつつ、民 事法律扶助事業（法律相談援助、代理援助及び書類作成援助） の実施件数を増加させる。	
	達成目標 2	立替金債権の償還率を向上させる。	
評価の内容		平成 16 年度の代理援助、書類作成援助及び法律相談援助の各件数は、い	

ずれも平成15年度と比べて大幅に伸びており、他方で、法律扶助協会東京都支部においては、特定の法律事務所に対し、通常より低い単価で、自己破産事件を大量一括委託することを拡大するなど、事業の効率的執行のための工夫もなされている。また、平成16年度に終結した代理援助事件については、少なくとも84.8%（84.6%・平成15年度）の事件が勝訴、和解など被援助者の権利が実現される方向で終結している。

償還金収入は、民事法律扶助の主要な財源となっているが、平成16年度償還金収入は53億円を超え、昨年度を8億強上回るものである上、引き続き償還率も向上している。このことは、民事法律扶助協会において、立替金債権を適正に管理し、償還金収入の確保に努めていることを示すものである。

以上のとおり、達成目標はいずれも達成されており、平成16年度の民事法律扶助事業は、適正に実施されたものと評価できる。

(2) 法秩序の維持（刑事・治安の面から）

施策等の名称		被害者等通知制度の適切な運用
目 標	基本目標	刑事司法手続に対する被害者等を含めた国民の理解と信頼を得る。
	達成目標	被害者等に対し，被害者等通知制度を広く知らせて，通知を希望する人に対し，可能な範囲で，刑事事件の処分結果等の情報を提供する。
評価の内容		<p>平成16年においては，45,967名から通知希望があり，延べ80,720件の情報を通知した。また，通知を希望していた被害者等に通知しなかった数は17名であるが，これは通知対象者の転居等通知不能の場合等によるものであり，通知希望に対して適切に対処している。</p> <p>また，本年も昨年に引き続きパンフレット及び法務省ホームページ上で被害者を始めとする国民に本制度を知らせている。</p> <p>検察官等においては，本制度の実施要領に基づき，被害者その他刑事事件関係者に対し，取調べ等を実施したときなどに通知希望の有無を確認し，通知希望者に対しては，通知することが相当でないと認めた場合等を除き，刑事事件の処分結果等の情報を通知しており，目標はおおむね達成できたことから，本施策は有効であったと評価できる。</p>

施策等の名称		検察広報の積極的推進
目 標	基本目標	検察に対する国民の理解を深め，国民の信頼を高める。
	達成目標	全国の各検察庁において，幅広い層の国民に対し，検察の役割や刑事司法に関する広報活動を実施する。
評価の内容		<p>検察庁において，移動教室，出前教室，刑事裁判傍聴等を中心に様々な検察広報活動が，小学生から一般に至る幅広い層に約739回実施され，参加人数も2万8,000人以上と前年に比較して増加しており，また，移動教室等の参加者から，検察に対する理解が深まったとの感想が寄せられていることから，検察広報が有効に実施されたものと認められる。さらに，検察庁ホームページの継続的運用や検察広報官の増設などにより，より効率的で効果的な検察広報活動を行っている。</p> <p>以上のことから，幅広い層の国民に対し，検察の役割や刑事司法に関する広報活動は実施され，「検察に対する国民の理解を深め，国民の信頼を高めること」に向けて，着実に推進していると考えられ，目標はおおむね達成できたことから，本施策は有効であったと評価できる。</p>

施策等の名称		捜査における通訳の適正の確保
目 標	基本目標	適正な通訳人の確保のための対策を充実させる。
	達成目標	通訳人に対し，捜査における通訳の遂行に必要な知識及び公正・中立な通訳を行うための心構えを修得できるよう研修・情報の提供等を充実させる。

評価の内容	<p>平成16年7月8日から9日までの2日間、中央研修として全国の地方検察庁から通訳人49名が参加する通訳人セミナーを開催し、ベテランの通訳人による講義、外国人がかかわる事件の捜査・公判を担当している検察官による講義、検察官による刑事手続法や刑事実体法の講義を行うことにより知識の修得を図るとともに、通訳人が立ち会う実際の裁判の傍聴や通訳人と検察官との意見交換を行い、情報収集の場を設けた。事後アンケートの結果により、捜査に必要とされる知識、公正・中立な通訳を行うための心構えが修得され、通訳人としての資質の向上に資することとなったことが確認でき、目標はおおむね達成でき、本施策は有効であったと評価できる。</p>
--------------	---

施策等の名称		矯正職員に対する研修の充実強化	
目 標	基本目標	受刑者の人権を尊重した処遇が行われるようにする。	
	達成目標	矯正施設で勤務するすべての職員に対し、質の高い人権研修を受講する機会を与える。	
評価の内容		<p>平成16年度に実施したの人権研修については、例えば、職員から、非暴力的危機介入法研修の受講後、「今まで以上に受刑者のサインを見逃さずにタイミングよくケアしていくことの重要性を再認識できたと思う。」などの、また、自庁研修用人権研修資料に基づく施設での研修受講後、「一方的な講義形式よりも、事例研究やロールプレイング形式の方が関心を持てた。」などの、それぞれ感想があったこと等から、非常に効果的であったと認められ、さらに、例えば、非暴力的危機介入法研修は、民間講師の講義等によりインストラクターを育成し、当該職員が所属施設において部下職員に研修を行う方法を採用したことから、矯正研修所において研修寮等を活用して職員を集め、教官が実施する方法と比較すれば、より多くの職員に研修を行うことが可能となるなど、一層効率的と認められた。</p>	

施策等の名称		矯正施設における職業教育の充実強化	
目 標	基本目標	受刑者が出所後の生活に役立つ免許・資格を取得できるようにする。	
	達成目標 1	受刑者に対し、広く職業訓練の機会を与える。	
	達成目標 2	受刑者に対し、職業に必要な知識・技能を修得させる。	
評価の内容		<p>平成16年度には、職業訓練実施施設において、受刑者の職業訓練受講機会の拡大、免許・資格等の取得の促進を積極的に図った結果、受講者数2,413名（対前年度231名増）、受講率3.6パーセント（対前年度0.2ポイント増）、修了者数2,097名（対前年度221名増）、免許・資格等取得者数2,271名（対前年度57名増）免許・資格等取得率80.0パーセント（対前年度2.6ポイント減）と、免許・資格等取得率を除き、対前年度を上回る結果となった。免許・資格等の取得率が前年度を下回る結果となったが、これは、免許・資格等の取得の促進を図ったことにより、免許・資格等の受験者数が増加したためである。</p> <p>このように、平成16年度においては、受刑者に対し、職業訓練受講機会や免許・資格等の取得の機会を広く与えており、受刑者の円滑な社会復帰に寄与していると期待できることから、本施策については有効性が認められた。</p>	

施策等の名称		矯正施設における教育活動の推進	
目 標	基本目標	被収容者が、犯罪、非行事実を客観的に見つめ、被害者に対する自らの過ちに気付き、自己の責任を自覚できるようになる。	
	達成目標	被害者の立場を理解し、被収容者の改善更生を目指す教育プロ	

	グラムを実施する。
評価の内容	<p>行刑施設における被害者の視点を取り入れた教育の実施状況を見ると、平成16年4月の段階で31施設（同教育の導入検討施設を含む。）、17年4月の段階で、42施設（同）となっており、また、少年院においても、犯罪被害者・被害者支援団体による講演等が、平成15年度の17件から同16年度は30件とその充実が図られている。</p> <p>また、処遇効果については、指導を受けた者に作文やアンケートを書かせたり、職員が面接するなどしてその把握に努めているが、それらの結果から、内省の深まりなどについて効果があったと思われる。</p> <p>以上のことから、本施策については有効性が認められる。</p>

施策等の名称	民間との協働による犯罪者の更生	
目 標	基本目標	行刑施設における職員の勤務負担の軽減を図り、被収容者処遇の質を向上させる。
	達成目標	民間委託率の向上
評価の内容	<p>平成15年度において、 民間委託ポスト数111ポスト/職員数17,119名 = 0.65% であった民間委託率が、平成16年度においては、 民間委託ポスト数212ポスト/職員数17,378名 = 1.22% となっており、こうした民間委託の推進により、総務部の職務分担を見直し、職員を被収容者の処遇に直接携わる処遇部門に再配置することができた。処遇部門においては、警備及び処遇、教育等の実施に必要な配置職員が確保されたことで、被収容者の円滑な社会復帰に向けた各種指導の充実が図られ、その結果、被収容者処遇が向上し、また、職員の勤務負担は軽減された。</p>	

施策等の名称	行刑施設における過剰収容の緩和	
目 標	基本目標	行刑施設における被収容者の拘禁の確保と円滑な施設運営を図り、国民が安全に安心して暮らせる社会を構築する。
	達成目標	過剰収容下にある行刑施設において、収容能力拡充のための整備を促進する。
評価の内容	<p>平成15年度末の行刑施設における収容人員は74,557人(受刑者63,317人)であったところ、平成16年度末は77,076人(受刑者66,212人)と、2,519人(受刑者2,895人)増加したが、過剰収容対策として収容能力拡充のための収容棟等の増築工事等を実施した結果、収容定員を71,862人(受刑者54,902人)から76,043人(受刑者58,906人)と、4,181人(受刑者4,004人)増加させたことにより、収容率が103.8%(受刑者115.3%)から101.4%(受刑者112.4%)と2.4ポイント(受刑者2.9ポイント)減少するに至ったことから、行刑施設の過剰収容対策として、収容能力拡充のための収容棟等の増築は有効性が認められる。</p>	

施策等の名称	行刑行政の透明性の確保	
目 標	基本目標	行刑に関連する情報を積極的に公開することにより、行刑行政に対する国民の理解を深める。
	達成目標 1	公表・開示する行刑関連情報を増やす。
	達成目標 2	民間外部協力者等が行刑施設の活動に協力・参加する機会を増やす。
評価の内容	<p>各矯正管区における管内施設の処遇関係情報の提供方法は、地元記者クラブ幹事社等と事前協議の上、記者説明会（会見）又は地元記者クラブ幹事社あてのファクシミリ送信（いわゆる投込み）のいずれかの方法を選択しているものの、過剰収容の状況が新聞報道されることも多く、本施策には有効性が認められた。</p> <p>各行刑施設における広報を目的とした施設見学は、近隣住民や地元記者クラブ所属の報道関係者等に案内状を送付したり、広報誌に掲載し広く希望者を募る方法により実施し、その回数は1～8回と施設間で若干の開きはあるものの、希望者がなく、実施できなかったことはなく、特に報道関係者を対象とした広報見学会を実施した場合には、その様子が新聞報道されるなど、有効性は顕著であった。</p>	

施策等の名称	更生保護活動の推進	
目 標	基本目標 1	保護観察対象者が改善更生する。
	達成目標 1	保護観察処遇の充実強化を図る。
	達成目標 2	保護観察対象者の就業を確保する。
評価の内容	<p>1. 達成目標 1 について 分類処遇については、保護観察対象者の処遇困難性の判別精度をより向上させるための調査結果分析を行った。 類型別処遇については、本年度は特に、行刑施設を仮出獄した覚せい剤事犯対象者に対し、新たな処遇技法である簡易尿検査を実施し、その処遇の充実に努めた。 また、社会参加活動については、前年度と比較すると実施回数、保護観察対象者参加人数ともに減少しているが、実施活動先については前年度と同程度に確保されており、同活動の母数となる保護観察対象少年数の減少が影響しているものと考えられる。なお、活動に参加した少年や保護者等に対するアンケート結果では、自己有用感や達成感の獲得、視野の拡大など、活動の結果に関して肯定的なものがほとんどであり、社会参加活動は保護観察対象者の社会適応の向上、ひいてはその改善更生につながっているものと考えられる。</p> <p>2. 達成目標 2 について 平成 16 年の保護観察終了者に占める無職者の割合は、平成 15 年と比較すると全体的にやや減少しており、就労指導の充実により保護観察対象者の就業の状況が改善しつつあることがうかがわれる。 平成 17 年 4 月 1 日現在の全国の協力雇用主数は、前年に比べ、198 事業者増加しており、被雇用者数についても 20 人増加していることから、広報活動による一定の成果が上がっていると言える。</p>	

施策等の名称	更生保護活動の推進	
目 標	基本目標 2	保護司制度がより活性化される。
	達成目標	保護司を幅広く確保し、研修を充実させる
評価の内容	<p>保護司の人数は48,917人（平成 17 年 1 月 1 日現在）であり、定数の充足率は93.2%となっている。充足率の推移を見ると、平成 15 年93.7%、平成 16 年94.1%となっている。平成 16 年度から保護司の再任年齢に一律上限を定めたことから、充足率を高めていくことが求められる。</p> <p>保護司平均年齢は、平成 17 年では63.0歳となっており、平成 15 年63.2歳、平成 16 年63.3歳からわずかながら若くなった。年齢構成においても60歳以上の占める割合は68.7%で漸減傾向にあり取組は有効である。近年は、いわゆる保護司定年制を原則として実施するなど保護司の高齢化の抑制に取り組んできた。</p> <p>全保護司のうち女性が占める割合は、25.1%（平成 15 年24.6%、平成 16 年24.9%）で漸増傾向にあり取組は有効であった。</p> <p>保護司研修用ビデオの作成は、保護司のニーズに合致したものであり、取</p>	

	組は有効であった。
--	-----------

施策等の名称		更生保護活動の推進
目 標	基本目標 3	犯罪予防活動を助長する。
	達成目標 1	社会を明るくする運動への参加を促進させる。
	達成目標 2	更生保護ボランティア団体の活動を促進する。
評価の内容	<p>1. 達成目標 1 について</p> <p>全国における都道府県及び市町村等を単位とする実施委員会を構成する機関・団体数は、前年度に比して若干の減少が認められた。その一因として、「市町村の合併の特例に関する法律」により、市町村合併が促進し、従来市町村を単位に設置・組織されていた関係機関・団体の統廃合が進んだことがあると考えられる。</p> <p>作文コンテストへの応募件数は、小学生では前年度に比して増加した反面、中学生では減少し、総体としてほぼ横ばいの状況となっている。</p> <p>その他の行事の開催回数について見ると、ミニ集会（住民集会を含む）を除いた各種行事の開催回数が減少しており、参加人員について見ても、ミニ集会、スポーツ大会で人員が増加した一方、その他の街頭広報活動、講演会等の参加人員は減少している。</p> <p>このことの要因としては、地域連帯の弱体化を背景として、総じて住民の参加が得られにくくなっていること、学校と連携した非行防止活動や特定の住民にターゲットを絞ったより質の高い住民参加型の行事へと行事内容の見直しが行われていることが考えられる。</p> <p>2. 達成目標 2 について</p> <p>全国レベルで開催した研修として、従来から行っていた研修（更生保護女性会員中央研修及びBBS会員中央研修）に加え、更生保護女性会の組織力を向上させる目的から、本年度新たに、都道府県単位の事務局長を対象とした研修を行った。</p> <p>これらの研修においては、それぞれのテーマに沿って、法務省の幹部職員や大学教授が講義を行うとともに、研修員相互の情報交換の機会を設けることにより、これら団体による犯罪予防活動の質的向上を図り、研修に参加した会員からは、「効果的な活動を行うために、組織を充実する必要を改めて感じた。」「犯罪や非行を取り巻く地域社会の問題点をよく理解できた。」という感想が寄せられ、活動充実のための大きな効果が認められた。</p> <p>更生保護女性会の主な活動としては、ミニ集会活動、子育て支援活動、社会参加活動、BBS会の主な活動としては、ともだち活動、グループ活動が挙げられるが、更生保護女性会においては、保護観察対象者の社会参加活動に、BBS会においては、問題を抱えた少年の「ともだち活動」に、それぞれ高い意欲を示していることから、今後、これらの活動の充実に重点を置いた支援をしていく必要がある。</p>	

施策等の名称		更生保護活動の推進
目 標	基本目標 4	更生保護施設における犯罪前歴者等の社会復帰を促進する。

	<p>達成目標 築後おおむね20年以上経過し、老朽化が進んだ更生保護施設について、順次改築・補修する。</p>
<p>評価の内容</p>	<p>平成16年度に実施を予定した4施設の改築・補修事業は全て完了した。施設整備事業の実施により、安全面や衛生面の改善、狭隘な居室の解消、収容定員の増及び集団処遇室の整備がなされたことは、入所者の円滑な自立更生を促進するために有効である。</p> <p>特に、老朽化が進んでいる施設は、安全面や衛生面の点で他の施設に比してその機能を発揮することができていないことから、当該施設を優先的に整備することは、収容保護の実施を適切かつ積極的に行うために効率的である。</p>

施策等の名称	「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づく公共の安全の確保に寄与するための業務の実施	
目 標	基本目標 1	オウム真理教の活動状況を明らかにすることにより公共の安全の確保に寄与する。
	達成目標	観察処分の実施を通じてオウム真理教の活動状況を明らかにする。
評価の内容	<p>観察処分の実施により、教団が、依然として麻原を絶対的な帰依の対象とし、同人の説く危険な教義を保持・信奉し、「麻原回帰」を鮮明にしているほか、事件前と同質の組織構造・修行体系を維持するなど、今なお無差別大量殺人行為に及ぶ危険性を有していることを明らかにした。これらの危険性を解明する上で、仮に観察処分がないとすれば、同種の情報は、公安調査官が団体内部の状況を知り得る立場の者から任意で情報を収集し、その真偽等も含めて内容を評価・分析する必要がある、時間的にも労力的にも多大な負担がかかることと比較して、同処分に基づく立入検査は、公安調査官が教団施設の内部を直接検分できることから、通常の調査活動以上に効率的と言える。また、必要に応じて活動制限を伴う再発防止処分を請求することも可能であることから、同処分は、教団の危険性の増大を防ぐ上で効果的な措置であると考えられる。</p> <p>このほか、教団施設の周辺住民等は依然として、教団に対する不安感を抱いており、教団施設が所在する地方公共団体からは、継続的に調査結果提供の請求を受けていることから、周辺住民の不安感を解消するために今後も同処分に基づく調査結果の提供が必要であると考えられる。また、これらの自治体からは、団体規制法存続の要望書も受理しており、観察処分への期待が寄せられているところである。</p> <p>したがって、教団の活動を明らかにする、教団が有している危険性の増大を防止する、国民の不安を解消する、という点などから、観察処分の有効性が認められた。</p>	

施策等の名称	「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づく公共の安全の確保に寄与するための業務の実施	
目 標	基本目標 2	内外情勢に関する情報を政府機関に提供することにより公共の安全の確保に寄与する。
	達成目標	内外情勢に関する調査を通じて得られた公共の安全の確保に関する情報を政府機関に適切に提供する。
評価の内容	公安調査庁の調査体制については、情勢の変化に応じた柔軟な体制を敷き、また、外国機関を含めた関係機関と良好な連携を保つことができた。こうした環境の下、国際テロや北朝鮮問題などに関して収集・分析した情報については、政府・関係機関に迅速・適時に提供し、提供先から継続的な情報提供を要請されるなど一定の評価を得たことから、おおむね、迅速かつ適時に、正確な情報を提供できたものと認められる。また、情報提供の形態について、専門的な情報については、随時、作成資料を必要な政府・関係機関等へ提供したり、刊行物により配付したほか、一般的な情報についてはホームページに掲載するなど、情報の質やニーズに応じた効率的な情報提供を行った。こ	

これらのことから，政府施策の遂行のための情報提供を的確に行うことができたと思料され，公共の安全の確保に一定の効果があったものとする。

(3) 出入国の公正な管理

施策等の名称	外国人の円滑な受入れ	
目 標	基本目標	我が国の国際協調と国際交流を増進し，我が国社会の健全な発展を目指す。
	達成目標 1	専門的，技術的分野の外国人労働者の円滑かつ適正な入国・在留を実現する。
評価の内容	<p>外国人IT技術者に係る告示の改正により，従来は「技術」に係る上陸許可基準に適合せず，我が国への入国が認められていなかったミャンマー及び台湾の機関が実施する試験の合格者が，新たに我が国への入国を認められることとなり，外国人IT技術者として入国を認められる範囲が拡大した。また，情報処理技術者受入れ促進事業等においては，特区内の事務所において活動する場合には，在留期間の上限を3年から5年にする特例措置等を講じたことにより，専門的，技術的分野の外国人労働者受入れを円滑に図ることができた。</p> <p>また，永住許可要件のガイドラインをホームページに公表し，明確化・透明化等を図り，我が国で長期間活動することを希望する専門的，技術的分野の外国人労働者の円滑な受入れを図ることができた。</p> <p>これらの施策は，専門的，技術的分野の外国人労働者の受入れに資することから，国際協調及び国際交流を通じた我が国社会の健全な発展を目指すことについて有効な方策である。</p> <p>評価総括</p> <p>平成12年3月の第2次出入国基本計画策定後，同計画に沿って新たな施策を実施しており，外国人IT技術者については，従来は「技術」の在留資格の上陸許可基準に適合しなかったものについても，法務省令の改正等を行い，告示をもって定める試験に合格している者等について，上陸許可基準の特例を設けて受入れ範囲を拡大し，円滑かつ適正な受入れを図ってきた。なお，今後においても，受入れ拡大について検討を行っていく。</p> <p>また，特区においても，外国人研究者及び外国人情報処理技術者について，在留期間の上限を3年から5年に伸長する措置や特区内の特例事業等に係る外国人の入国・在留諸申請について，他の申請案件より優先的に処理する等の措置を行うことにより，入国・在留に係る円滑化を図った。</p> <p>このほか，専門的，技術的分野の外国人労働者についても，法務省令及び告示を改正する等して，上陸許可基準等の基準緩和を行い，円滑な受入れを図ってきた。また，入国・在留手続においても，社会のニーズを踏まえ，問題のない優良な企業からの申請については，手続の迅速化・簡素化の措置を行うことにより，入国・在留手続において，円滑化を図ってきた。</p> <p>以上の施策の実施を行い，専門的，技術的分野の外国人労働者の円滑な受入れを実現することができ，基本目標の実現に有効であったと考える。</p>	

施策等の名称	外国人の円滑な受入れ	
目 標	基本目標	我が国の国際協調と国際交流を増進し，我が国社会の健全な発展を目指す。
	達成目標 2	研修生，技能実習生の円滑かつ適正な入国・在留を実現する。

<p>評価の内容</p>	<p>平成16年度においては、研修生送出国のニーズ等を踏まえ、技能実習移行対象職種の拡大について、関係省庁と協議を行い、現在では、62職種114作業まで拡大した。このことにより、従来では、研修から技能実習に移行できず、帰国しなければならなかった研修生が新たに技能実習を行うことを可能とした。</p> <p>なお、技能実習生に係る在留資格「特定活動」をもって在留する者の外国人登録者数は、平成16年12月31日現在、52,600人で、5年前の平成12年12月31日における24,917人の2.7倍近くとなっており、技能実習制度が確実に定着・拡大していることがうかがわれる。</p> <p>「いわゆる団体監理型」研修に係る受入れ機関の実態調査を積極的に実施して、不正行為認定を行うことにより、研修・技能実習生の適正な入国・在留の実現に努めている。また、特区において、外国人研修生受入れによる人材育成事業により、研修生の人数枠に関して、特例措置を講じているが、本特例措置の適用状況について調査を行うことを通じて、研修生・技能実習生の在留状況について適正化を図ることができた。</p> <p>これらの施策により、我が国に入国することが可能な研修生の範囲が広がるとともに、適正化が図られ、国際協調、国際交流の観点から有効である。</p> <p>評価総括</p> <p>平成12年3月に策定された第2次出入国基本計画において、研修・技能実習制度の適正化及び円滑化をより一層を図ることとされ、技能実習移行対象職種については、平成12年の時点では、59職種106作業であったものが、平成16年度末時点で、62職種113作業に拡大を図ることができ、従来では、研修から技能実習へ移行することができず、帰国しなければならなかった研修生が、職種を拡大することにより、技能実習へ移行することを順次可能としてきた。</p> <p>また、積極的な実態調査を行い、問題のある機関に対しては、不正行為認定を行うなど、厳格な対応を行うことにより、研修生・技能実習生の適正な受入れを図ってきた。</p> <p>さらに、入国管理局では、実態調査の結果等を踏まえ、研修・技能実習制度の見直し、技能実習により更に高度な技術等の修得を希望する研修生及び受入れ機関の要望に応えるため、技能実習移行対象職種拡大等による技能実習制度の拡充について、関係省庁と協力して検討を行っている。</p> <p>なお、技能実習に係る現行の在留資格「特定活動」について活動内容が分かりにくいことの指摘もあったことから、技能実習制度に基づく在留資格であることを明確にする意味から、独立した在留資格を新設することなどを含めた必要な法改正についても、引き続き検討している。</p> <p>以上の施策を実施し、研修生・技能実習生の円滑な受入れを実現することができ、基本目標の実現に有効であったと考える。</p>
---------------------	--

<p>施策等の名称</p>	<p>外国人の円滑な受入れ</p>				
<p>目 標</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="360 1798 491 1910"> <p>基本目標</p> </td> <td data-bbox="491 1798 1434 1910"> <p>我が国の国際協調と国際交流を増進し、我が国社会の健全な発展を目指す。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 1910 491 2022"> <p>達成目標3</p> </td> <td data-bbox="491 1910 1434 2022"> <p>学術・文化面にかかわる外国人の円滑かつ適正な入国・在留を実現する。</p> </td> </tr> </table>	<p>基本目標</p>	<p>我が国の国際協調と国際交流を増進し、我が国社会の健全な発展を目指す。</p>	<p>達成目標3</p>	<p>学術・文化面にかかわる外国人の円滑かつ適正な入国・在留を実現する。</p>
<p>基本目標</p>	<p>我が国の国際協調と国際交流を増進し、我が国社会の健全な発展を目指す。</p>				
<p>達成目標3</p>	<p>学術・文化面にかかわる外国人の円滑かつ適正な入国・在留を実現する。</p>				
<p>評価の内容</p>	<p>「留学」の不法残留者が再び増加傾向にあるなどといった状況を踏まえ、</p>				

在留資格認定証明書交付申請等について、従来の取扱いを改めて審査の一層の適正化を図ったほか、教育機関に対し、適正かつ円滑な受入れに当たって留意すべき事項を指導した。また、平成13年度に日振協を日本語教育機関の施設及び編制についての審査及び証明を行う事業者として認定したことにより、日本語学習を目的として定める際に日振協の審査結果を参考とすることができるようになった結果、平成16年度においても、平成15年度と同様、業務の簡素・合理化を図ることができ、留学生、就学生の各種申請に対して一層円滑かつ適正に対応できるようになった。これらの施策により、留学生、就学生について、真に我が国において学ぼうとする学生の円滑かつ適正な入国・在留の実現を図ることができたものとする。

平成16年度においては、特区における措置として、従来は我が国への入国が認められていなかった夜間大学院留学生の受入れを引き続き認める特例措置を行った。なお、当該特例措置については、特に問題がないと判断されたことから、今後全国展開を行うことが決定したことで、学术交流の更なる進展に資することが考えられる。また、地域再生プログラムを受けた対応として、法務省告示を改正して、外国の大学生が夏期休暇を利用して、本邦で講師を行うことを認めたことにより、学术交流などに貢献できたものとする。

学術・文化・青少年交流は今後の我が国の国際的発展の大きな力となるものであるとの観点から、今後も留学生、就学生の受入れ促進のための諸施策を他の行政分野を担当する機関とも協力の上で実施していくことに加え、スポーツ、イベント、ワーキング・ホリデー制度等を通じた一層幅広く円滑な交流を支援していくこととする。

以上のとおり、達成目標である学術・文化面にかかわる外国人の円滑かつ適正な入国・在留の実現を図ることに貢献するための施策を講じることができたものとするが、留学生の不法残留者が再び増加傾向にあるなどの状況を踏まえ、関係機関との連携を密にしつつ実態調査を積極的に実施するなど、引き続き厳格な審査を実施していく必要があるほか、受入れ及び受入れ後の在籍管理の在り方についての改善と教育環境の整備等について、引き続き教育機関を指導していく必要がある。

評価総括

平成12年3月に策定された第2次出入国管理基本計画において、留学生等の積極的な受入れ、2002年ワールドカップ・サッカー大会における円滑な人的往来の支援、ドイツ、英国とのワーキング・ホリデー制度の実施等を掲げ、各種施策の実施により、達成目標である学術・文化面に係る外国人の円滑かつ適正な入国・在留の実現を図ることに貢献することができたものとするが、留学生の不法残留が再び増加傾向にあるなどといった状況を踏まえ、在留資格に係る審査の一層の適正化を図った結果、真に学ぶことを目的とする学生の適正な入国・在留の実現が図ることができた。今後も、関係機関との連携を密にしつつ実態調査を積極的に実施するなど、引き続き厳格な審査を実施していく必要があるほか、依然として、在籍管理が適正に行われていない教育機関が散見され、関係機関との協力の上、留学生、就学生の受入れ及び受入れ後の在籍管理の在り方についての改善と教育環境の整備等について、引き続き教育機関を指導していく必要がある。

施策等の名称	好ましくない外国人の排除	
目 標	基本目標	我が国社会の安全と秩序の維持を目指す。

達成目標 平成20年までの5年間で不法滞在者を半減させる。(注)

(注)基本目標は、平成12年3月策定の第二次出入国管理基本計画に基づき設定しており、他方、達成目標は、「不法滞在者を、今後5年間で半減させ」ることを目標とした平成15年12月の犯罪対策閣僚会議における決定(「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」)に基づき設定しており、それぞれ目標年次が異なる。

評価の内容

平成16年度は、全国の主要な繁華街を中心とした集中摘発の実施、不法就労外国人対策キャンペーン月間の実施及び偽変造文書鑑識体制の充実等に伴う一層厳格な入国審査の実施など、総合的な不法就労等外国人対策を行った結果、平成17年1月1日現在の本邦における不法残留者数は207,299人と前年同期に比べ12,119人(5.5%)減少し、10年前の平成8年5月1日現在と比べ72,201人(27.1%)の減少となるなど引き続き減少傾向を維持していることから、有効的な不法滞在者対策を実施することができたものと考ええる。

全国の空港等に最新鋭の偽変造文書鑑識機器を配備し十分に活用した結果、偽変造文書発見件数は、平成15年に急増した影響で平成16年には減少しているが、全体として増加傾向にあり、平成16年中に出入国審査時に発見した偽変造文書発見件数は2,688件で、5年前の平成12年における2,083件と比べ605件(29.0%)増加しており、新たな入管法違反者の入国阻止に有効であったものと考ええる。

平成14年度から、成田空港及び関西空港においてトランジットエリアにおけるパトロールを強化し、同エリアでの偽変造文書行使事案等悪質な事案の発見・防止を図っている。その結果、トランジットエリアを悪用する者に対して退去強制手続を執った数は、成田空港においては、平成15年127人であったのが、平成16年には前年の2倍を超える260人となったほか、関西空港においても平成16年に12人となった。

評価総括

平成12年3月に策定された第2次出入国管理基本計画において、強力かつ効率的な不法滞在者対策を実施することとしていたところ、全国の空港等に最新鋭の偽変造文書鑑識機器を配備し十分に活用した結果、出入国審査時に発見した偽変造文書発見件数が大幅に増加し、入管法違反者の入国阻止に効果があったものと考えられることから、入国審査を行う上で、効果があった。また、強力かつ効果的な不法滞在者対策を実施するために、不法滞在事犯の取締り(摘発・収容・送還)の強化に必要な要員の確保・充実及び収容施設の拡充・整備等の体制強化を進めるとともに、入国警備官を全国規模で動員して、不法滞在者が集中する地域等で摘発を行った結果、不法滞在者数が継続的に減少していることから、不法滞在者対策として有効であったものと評価できる。

しかしながら、不法残留者数は20万人を超えており、依然として高水準にあるほか、不法滞在外国人による凶悪犯罪などが発生している中で、我が国社会の安全を求める国民の期待に応えるためにも、これら外国人を確実に排除していく必要がある。

入国管理局としては、限られた人員でより効果的な取締りの実現を目指し、効率的な退去強制手続のための制度を検討していくとともに、情報管理とその情報の駆使及び関係機関との協力強化等により、一層強力かつ効果的な不法滞在者対策を推進していく必要がある。

(4) 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理

施策等の名称	国の利害に関係のある争訟の処理	
目 標	基本目標	訟務部門が処理する本訴事件を適正・迅速に処理することにより，国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。
	達成目標	訟務部門が処理する本訴事件の第1審の訴訟手続をすべて2年以内に終了させる。
評価の内容	<p> 本案訴訟で平成16年度中に地方裁判所で言渡しのあった第1審判決1,101のうち，訟務組織が訴状の送達等を受け，又は提訴してから判決言渡しまでの期間が2年以内のもの数は，859で，その率は78.0%であり，平成15年度に比し6.3ポイント上昇した。 </p> <p> これは，上記目標の達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因が存することから，訟務組織の講じた施策が直ちに反映された結果であるとは即断し難いが，平成16年度に講じた施策である準備書面作成支援システムの充実等による事務の効率化，各種会議等における担当職員への周知徹底，平成15年度に講じた施策である所管行政庁等に対する裁判の迅速化に関する法律及び改正民事訴訟法の留意点をまとめた小冊子の配布による裁判の迅速な訴訟対応への協力要請等の成果もポイント上昇に寄与しているものと思われ，上記各施策は有効であったと考えられる。 </p>	

(5) すべての任務に共通の施策及び国際協力に関する施策等

施策等の名称		広報活動の推進	
目 標	基本目標	国民等が、法務省の活動を理解できるようにする。	
	達成目標 1	法務省ホームページのアクセス件数が増加する。	
	達成目標 2	法の日週間への参加国民数が増加する。	
	達成目標 3	法務省見学者が増加する。	
	達成目標 4	法務省広報誌（「法務省だより・あかれんが」）の一般読者数が増加する。	
	達成目標 5	法務省の業務紹介ビデオの貸出件数（上映件数）が増加する。	
評価の内容		<p>法務省の広報活動は、平成16年度に講じた施策の実施状況が示すとおり多岐にわたっている。特に、ホームページの改訂や広報誌の発刊については最新情報の掲載やわかりやすい紙面の工夫等を行った結果、アクセス件数の増加及び配布部数の増加が見られ、広報活動の推進として有効である。</p> <p>また、法の日週間における各種行事の実施、法務省見学者への対応及び法務省の業務紹介ビデオの貸出し・上映については、前年度より件数等が減少しているが、これは、平成16年5月21日に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立し、広く国民に対して制度の趣旨及び概要を周知することが喫緊の課題であったことから、裁判員制度を題材とした座談会・後援会等の行事を重点的かつ精力的に行ったことによるものである。</p> <p>しかし、法の日週間における各種行事、法務省見学者への対応等は、国民等に対する直接的な広報活動であり、見学者からのアンケート調査結果からも「法務省の業務がよく分かった」、「法務省の仕事に興味を持った」等の意見が多数寄せられていることから、活動内容は充実しており、法務省の施策に対する理解を深めることについて有効である。</p>	

施策等の名称		行政手続のオンライン化の推進	
目 標	基本目標	法務省が扱う311の申請・届出等手続のうち、対面審査を要することなどからオンライン化になじまない35手続を除いた276手続についてオンライン化を実現する。	
	指 標	オンライン化終了手続数	
評価の内容		<p>平成16年度の目標値15に対するオンライン化終了手続数は16であった。目標値と異なった理由は、不動産登記法の改正により、登記識別情報に関する手続など当初予定していない手続が新設されたほか、供託の申請と供託物の払渡しの請求など当初複数の手続として目標値に計上していた手続が、オンライン化に当たり、1つの手続として整理されたことなどによるものであり、目標値である15の各手続については、すべてオンライン化が終了している。</p> <p>この結果、法務省が扱う260以上の手続について、インターネットを利用</p>	

	した申請・届出等が可能となり，窓口まで出向く必要がないなど，国民の負担軽減が図られ，利便性が向上することが期待できるため，本件施策は有効である。
--	--

施策等の名称	女性職員の採用・登用の拡大の推進	
目 標	基本目標	男女共同参画社会の実現に寄与するため，法務省における女性職員の採用・登用の拡大を推進する。
	指標 1	採用者に占める女性の割合
	指標 2	各役職段階（各俸給表の 1～3 級を除く。）における女性の割合
	指標 3	勤務環境の整備等の実施状況
評価の内容	<p>指標 1「採用者に占める女性の割合」については，平成 16 年度に採用の拡大のために講じた施策（女性採用志望者等を対象とした業務説明会の実施等）の効果について，目標値等の達成のために有効であると評価できる。なお，平成 16 年度の時点で，7 項目中 4 項目が達成されているが，未達成項目中 2 項目については外部要因（試験合格者に占める女性の割合）が未達成に影響を及ぼしたと推測される。</p> <p>また，講じた施策の効果が実際にどの程度生じているかを測定するため，施策対象者の一部（業務説明会参加者，官庁訪問者）に無記名でアンケートを実施したが，いずれの施策についても，「法務省への関心が深まった」との回答の割合が 90% を超えており，各施策の効果が十分に生じていると評価できる。</p> <p>指標 2「各役職段階（各俸給表の 1～3 級を除く。）における女性の割合」についても，平成 16 年度に登用の拡大のために講じた施策（女性職員意見交換会の開催等）の効果について，目標値等の達成のために有効であると評価できる。なお，平成 16 年度の時点で，13 項目中 9 項目が達成されている。</p> <p>また，講じた施策の効果が実際にどの程度生じているかを測定するため，本省で開催した女性職員意見交換会において意見を求めたところ，「意識啓発などのための女性職員意見交換会の実施及び結果の周知」，「女性職員の職域の拡大」，「女性職員研修への派遣」についてその効果が高いとの意見が多数を占め，各施策の効果が生じていると評価できる。</p> <p>指標 3「勤務環境の整備等の実施状況」についても，平成 16 年度に講じた施策（次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画に関する各施策等）の効果について，目標値等の達成のために有効であると評価できる。</p>	

施策等の名称	外国の法務行政の用に供する施設の整備に係る国際協力	
目 標	基本目標	外務省の施策を踏まえて施設づくりのノウハウが相手国により理解される。
	達成目標	専門家派遣及び外国の研修員の受入れ依頼に対応する。
評価の内容	平成 16 年度においては，平成 14 年度秋から引き続き，JICA を通	

じ、タイ王国へ専門家を派遣し、タイ王国法務省からは、我が国の派遣専門家が同国矯正施設の改善に多大な貢献をしているとの高い評価を受け、平成17年度も引き続き、同国及び外務省から専門家派遣の強い要請がなされている上、継続的な専門家派遣による成果の総まとめとも言うべき刑務所等の標準設計図の策定作業は未だ完了しておらず、これに併せて、矯正施設に必要な設備システムを確立する必要もあることから、平成17年度以降も引き続き、専門家派遣を実施する必要がある。

また、研修の実施に関し、タイ王国及びフィリピン共和国から2件5名の依頼があり、これに対する研修の実施の達成率は100%であった。

その結果、タイ王国法務省の少年矯正担当部局である少年観察保護局次長らからは、タイ王国法務省の課題である矯正処遇と一体となった施設整備・管理を行うために研修の成果を活かしたい、今後ともタイ王国の矯正施設の改善に協力して欲しいなどの意向が伝えられた。また、フィリピン共和国法務省矯正局長らからは、我が国の少年矯正処遇に関する理解が深まり、研修の成果をモンテルパ少年訓練センターを含め、フィリピン共和国の少年矯正施設の今後の改善に活かし、可能であればモンテルパ少年訓練センターの建設に続き、本格的な少年矯正施設を建設したいと考えているので、その計画が具体的になった際に我が国の技術協力等を改めて要請したいなどの意向が伝えられており、今後とも、相手国及び外務省から要請がなされた場合には、適切な研修を実施する必要がある。

施策等の名称	国際連合に協力して行う研修，研究及び調査の推進	
目 標	基本目標	開発途上国における刑事司法運営が効率的になされるようになる。
	達成目標 1	犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分野並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関する刑事司法運営の改善及び国際協力推進のための国際研修・セミナーの実施
	達成目標 2	国際的な刑事司法の現状や実態の分析により、刑事司法運営のより効果的な方策を探求するための国際会議の開催
	達成目標 3	国連の犯罪防止施策の強化に協力するための国際会議への参加
評価の内容	<p>1. 達成目標 1 について 研修の実施件数及び参加人員については、いずれも目標値を上回る実績を上げており、本事業においては、アジア・太平洋諸国等の支援対象国からのニーズに応えた国際研修を実施し、同国らの刑事司法に携わる者の知識や経験等の涵養に貢献したと評価できる。</p> <p>2. 達成目標 2 について 国際的な刑事司法の現状や実態の分析により、刑事司法運営のより効果的な方策を探求するための国際会議を開催し、刑事司法専門家23名が出席して各国の刑事司法運営のより効果的な方策探求に貢献した。また、平成17年度に開催される「犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する第11回国際連合会議（コンGRESS）」の開催を控え、その準備についても議論した。</p> <p>3. 達成目標 3 について 平成16年5月に開催された「第13回国連犯罪防止刑事司法委員会」に参加し、国連の犯罪防止施策の強化に協力・貢献することができた。</p>	

施策等の名称	法制の維持及び整備に関する国際協力の推進	
目 標	基本目標	支援対象国の民商事法分野における法制が維持・整備されるようになる。
	達成目標 1	開発途上国などの法制の維持・整備に従事する者に対する国際研修の実施
	達成目標 2	諸外国の法制等の調査研究の実施
	達成目標 3	法整備支援の現状とその対応策に関する国際専門家会議の開催
評価の内容	<p>1．達成目標 1 について 開発途上国などの法制の維持・整備に従事する者に対する国際研修の実施については、目標値を上回る実績を上げており、本事業においては、ベトナム、ラオス等の支援対象国からのニーズにこたえた国際研修を実施し、同等の法制の維持・整備に従事する者の知識や経験等の涵養に貢献したものと認められる。</p> <p>2．達成目標 2 について 諸外国の法制等の調査研究の実施については、当初の計画どおり支援対象国の法制度及びその運用の実態について調査を実施し、国際研修を含む今後の法整備支援の計画立案に必要な情報が得られ、いずれの指標についても目標値を達成している。 当初計画どおり、ベトナムから最高人民検察院次長検事ほか 1 名を招へいし、訴訟制度及び検察官制度に関する比較研究を行ったほか、アジア・太平洋諸国の法制比較研究の一環として、国際協力部が起草支援に寄与した法案の中で初めて法律として成立したベトナム民事訴訟法について、同法起草の最高責任者であるベトナム最高人民裁判所から副長官ほか 2 名を招へいし、民事訴訟法制度に関する比較研究を行い、支援対象国の法制度の起草と運用に関する現状と問題点について、今後の法整備支援に資する有用な情報が得られた。</p> <p>3．達成目標 3 について 法整備支援の現状とその対応策に関する国際専門家会議については、当初計画どおり開催し、参加人員も当初の計画を超えるものとなった。 会議の内容は、ベトナムの民事訴訟法起草支援に関する日越各責任者からの貴重な情報提供が行われたほか、国内の法整備支援機関が行う支援の現状についての情報交換がなされ、法整備支援関係機関の協調の必要性を再確認するなど、今後の法整備支援の在り方について活発な議論が交わされ、本政策の基本目標達成のための意見、情報交換の場として、極めて有意義な会議となった。</p>	

3 総合評価方式を使用する政策

<p>課 題 名</p>	<p>法制度の整備について（社会経済情勢に即応した基本法制その他の政策所管部局所管の法制度に係る立法作業）＜中間報告＞</p>
<p>評価の内容</p>	<p>法務省では、平成13年度から5年程度の期間を目途として、集中的に経済活動にかかわる基本法制の整備に取り組んでいるところであり、本政策は評価未了である。</p> <p>なお、平成16年度に成立・公布された法案は以下のとおりである。</p> <p>【民事関係】</p> <p>破産した債務者の財産の適正かつ公平な清算を目的とする破産手続について、迅速化及び合理化を図るとともに手続の公正さを確保し、利害関係人の権利関係の調整に関する規律を現代の経済社会に適合したものにするための破産法の全面改正</p> <p>高度情報化社会の進展にかんがみ、株式会社等の経営の合理化を図るため、株式会社等が電磁的方法により公告を行うことを可能にするとともに、合併、資本減少等の際の債権者保護手続を簡素化する等の措置を講ずることを目的とする電子公告制度の導入のための商法等の一部改正</p> <p>内外の金融情勢の変化に即応し、株式等の取引に係る決済の合理化を図るため、株式について、振替制度の対象に加えるとともに、株券不発行制度の整備を行うこと等を目的とする社債等の振替に関する法律等の一部改正</p> <p>保証契約の内容を適正化し保証人の保護を図るとともに、民法の表記を現代語化して国民に理解しやすいものとするを目的とする民法の一部改正</p> <p>法人がする動産及び債務者の特定していない将来債権の譲渡についても、登記によってその譲渡を公示することができることとして、動産や債権を活用した企業の資金調達の円滑化を図ることを目的とする債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正</p> <p>民事訴訟手続、民事執行手続及び公示催告手続等の民事関係手続を国民がより利用しやすいものとするとの観点から、その一層の迅速化及び効率化等を図るための民事訴訟法等の一部改正</p> <p>【刑事関係】</p> <p>我が国と米国との間における捜査共助の実効性をより一層高める趣旨から、「刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約」を締結し、国際捜査共助法等の円滑な実施を図るための所要の規定の整備を行うことを目的とする国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正</p>